## 議案第15号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成29年2月24日提出

富津市長 高橋恭市

## 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第95号)が施行されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等をするとともに、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)が施行されることに伴い、養子縁組里親の規定の整備をするほか、非常勤職員に係る育児休業制度の新設等をするため、条例の一部を改正するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年富津市条例第2号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定」及び「、並びに同法を実施するため」を削る。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き続き在職 した期間が1年以上である非常勤職員
    - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下 同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇 月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあって は、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないこ とが明らかでない非常勤職員
    - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
  - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)におい て育児休業をしている非常勤職員に限る。)
  - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- 第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年

法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳 到達日
  - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例(平成16年富津市条例第8号)第9条に規定する特別休暇として産前産後に勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
  - (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる

ときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6筒月到達日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事 情)」に改め、同条第1号を次のように改める。
  - (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、 当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次 に掲げる場合に該当することとなったこと。
    - ア 死亡した場合
    - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- 第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
  - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
    - ア 前号ア又はイに掲げる場合
    - イ 民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定による請求に係る 家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を

除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規 定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第10条第1号中「産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと」を「、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより 当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が 第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第14条中「過員を生ずることとする」を「次に掲げる事情とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第 18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 第18条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。
  - (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)
  - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
  - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職 員

第19条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「を承認されている職員」を「(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。